

◎新潟県告示第412号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により、次のとおり新潟県地域医療構想（以下「構想」という。）を定めたので、当該構想を新潟県福祉保健部福祉保健課、県内の地域振興局健康福祉（環境）部、新潟市保健衛生部地域医療推進課及び新潟市保健所において縦覧に供する。

平成29年3月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県地域医療構想の構成

第1章 基本的事項

- 1 策定の趣旨
- 2 位置づけ及び他の計画との関係
- 3 基本方針
- 4 目標年次
- 5 策定及び推進体制

第2章 現況

- 1 人口、世帯数
- 2 医療機関、介護保険施設等の整備状況
- 3 医師及び看護師数
- 4 入院患者の流入状況

第3章 構想区域

- 1 構想区域設定の考え方
- 2 新潟県の構想区域
- 3 各構想区域の状況について
- 4 構想区域内の地域特性

第4章 平成37（2025）年の医療需要と病床数の推計

- 1 医療需要の推計方法
- 2 病床数の推計
- 3 居宅等における医療の状況
- 4 病床機能報告制度の状況

第5章 将来の医療・介護提供体制を実現するための施策の方向性

- 1 病床の機能分化及び連携の推進
- 2 居宅等における医療の充実
- 3 医療・介護人材の確保・育成

第6章 区域別構想

区域別構想の位置づけ

- 1 下越構想区域
- 2 新潟構想区域
- 3 県央構想区域
- 4 中越構想区域
- 5 魚沼構想区域
- 6 上越構想区域
- 7 佐渡構想区域